

別紙

諮問第1548号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和2年1月15日から9月30日までの各日における、東京都内の区市町村別（それがなければ保健所別）の、新型コロナウイルス感染症の新規（または累計）陽性者数」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年12月3日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、「居住市区町村名（国名を除く。）」（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条2号及び6号により非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和3年3月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年5月12日に実施機関から理由説明書を、同年9月1日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年10月17日（第232回第二部会）から同年11月21日（第233回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 令和2年の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数について

東京都内における令和2年の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、3月上旬までは一桁にとどまっておリ、同月中旬から徐々に増えて同月末日にかけて二桁台中位の日が散見されるようになっていた。

実施機関では、こうした新規陽性者数の増加傾向を受けて、令和2年4月1日から、地域ごとの感染の広がりを公表することにより、地域住民に対する注意喚起の効果を見込み、区市町村別の陽性者数をウェブサイトで公表することとし、実際に同月中旬から下旬にかけて連日、三桁を超える新規陽性者数を計上するようになっていた。

イ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

本件一部開示決定について、審査請求人は、本件非開示情報を公にしても区市町村別・年代別・性別の日本人人口が1名でなければ、特定の個人を識別できない旨主張する。これに対し実施機関は、本件非開示情報と既に公表されている情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、令和2年1月24日から同年3月31日までの東京都内において発生した新型コロナウイルス感染症の陽性者の居住地・区である都内区市町村名（都外の場合は道府県名）であることが確認された。

これについて審査会で検討するに、本件対象公文書は、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数がごく少数であり、社会全体で陽性者への対応に非常に敏感であった時期に係るものであることから、特定の個人を識別することができることとなった場合、当該個人が不利益を受けるおそれがあるため、開示、非開示の判断においては、より慎重な対応が求められるものであることが認められる。

そして、本件非開示情報を公にすると、当該陽性者の存在及びその行動等を知り得た者が、その知り得た情報と照合することにより、当該陽性者を特定することができることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、同条6号該当性について判

断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表】 本件一部開示決定

対象公文書	新型コロナウイルス感染症陽性者リスト（令和2年10月30日時点）。ただし、プレスリリース日及び居住地の項目に限る。
非開示情報	居住市区町村名（国名を除く。）
非開示理由	<p>特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害するおそれがあるため。（条例7条2号）</p> <p>本リストは、感染症法15条に基づき積極的疫学調査の事務を行うために感染症患者関係者等の氏名、生年月日、職業等の個人情報や感染経路を特定できる事項を収集し、作成しているものである。当該事務の性質上、これらの情報の公開にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮するため、関係者等の同意を得た範囲等で公表しているものであり、公表を予定しておらず関係者等の同意を得ていない個人情報や、個人の住居等のプライバシーを侵害するおそれのある個人情報を公にすることは、関係者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後、積極的疫学調査への都民等の協力を得ることが困難となり、事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例7条6号）</p>